

徳島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次の区域及び期間において全長二十センチメートルを超えるうなぎを採捕することを禁止する。

令和七年十月十七日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

一 禁止する区域

徳島海区（公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面）

二 禁止する期間

令和七年十一月一日から令和八年三月三十一日まで

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

1 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号）第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合

2 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から、委託、補助その他の関与を受けている場合を含む。）で、当該採捕を行う三日前までに徳島海区漁業調整委員会へ届出を行った場合

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年十月十七日から令和八年三月三十一日までとする。